㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

平成二十九年十二月十八日　　国土交通大臣　石井　啓一

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所	静岡県沼津市大塚字道上二十七番二	平成三十年一月二十二日

○環境省告示第百四号

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第三項の規定に基づき、産業廃棄物処理事業振興財団の住所及び事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十二月十八日　　環境大臣　中川　雅治

一　住所

変更前　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号

変更後　東京都港区虎ノ門一丁目一番十八号

二　事務所の所在地

変更前　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号

変更後　東京都港区虎ノ門一丁目一番十八号

○中国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十八日　　中国地方整備局長　川﨑　茂信

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百九十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
萩市大字須佐字中津四四五番一三から同市大字須佐字原田四五〇三番一三まで	前	二四・八〇～六六・八〇メートル
	後	二四・八〇～六五・四〇〇・〇九三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○経済産業省告示第二百八十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月二十九日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録養成機関として登録をしたので、同規則第三十五条第三項で準用する第三十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十二月十八日　　経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号第十四号　学校法人日本工業大学

○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十八日　　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市大字須佐字中津四四一番一九から同市大字須佐字原田四五二番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月十八日

○四国地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十八日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十一号及び百九十二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新居浜市萩生字岸ノ下一三一三番二から同市大生院字喜来四五〇番一まで	前	一八・八七～六二・七八メートル
	後	三一・五九～五一・三九〇・五四三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十八日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一三一三四番六から同市大生院字喜来四五〇番三まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月十八日

○四国地方整備局告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十八日　　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一三三四番六から同市大生院字喜来四五〇番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。